

保 育 所 運 営 の 条 件

項目等		内容等
施設長 (所長)		保育士資格を有する者で、保育所等（保育所、幼稚園、認定こども園）において通算 10 年以上の実務経験があり、保育事業に関する知識や技術を習得している者。 また、施設長又は施設長に準じた経験（事務長や副施設長、主任保育士など、組織におけるリーダー及びマネジメントの経験）を有している者が望ましい。
保育士 (主任保育士含む)		①入所児童数に応じて「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」以上の保育士を配置すること。ただし、満 1 歳以上満 2 歳に満たない幼児についてはおおむね 5 人に 1 人以上とすること。 ②保育を行う保育士の正職員率を高めること ③施設長とは別に、保育所等（保育所、幼稚園、認定こども園）での実務経験が通算 7 年以上ある者を主任保育士とし、5 年以上ある者を 2 人以上とし、合わせて 7 人以上の正職員（保育士）を配置すること。
看護師等		常勤の看護師又は准看護師を 1 名配置するよう努めること。
調理員		乳幼児の食事の提供に相当の経験を有する調理員を配置すること。
栄養士		栄養士から、献立の作成等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制を確保すること。
嘱託医・嘱託歯科医		嘱託医・嘱託歯科医は市が委嘱する。 なお、嘱託医・嘱託歯科医に係る費用は市が負担する。
通常 保 育	開所日	月曜日から土曜日まで (日曜日、祝日、12月31日から1月5日を除く)。
	保育時間	①保育標準時間 7時15分～18時15分 ②保育短時間 8時30分～16時30分
	受入年齢	0歳児（満6カ月児）から5歳児まで
特別 保 育	障害児保育	原則、集団保育が可能と医師が判断した児童を対象に実施 ※実施に当たっては、市が定める要綱等に従うこと。
	延長保育	通常保育の保育時間を超えて利用する子どもを対象に実施すること。 ①保育標準時間：18時15分～19時15分 ②保育短時間： 7時15分～ 8時30分 16時30分～19時15分

休日保育	<p>12月31日～1月5日を除く、日曜日及び祝日</p> <p>※実施に当たっては、市が定める要綱等に従うこと。</p>
	<p>保育料は、市が定める額とする。</p> <p>※保育料は市が利用保護者に通知し徴収する。</p>
上記以外	<p>保護者に上記以外の費用負担を求める場合は、市と事前協議した上で、受託事業者と保護者で十分協議し、保護者の了解のもとに決定すること。</p>
給食・食育	<p>①給食（主食・副食）は、3歳以上児は月曜日から金曜日まで、3歳未満児は月曜日から土曜日まで実施すること。</p> <p>②給食等（補食含む）は、保育所内の調理室で調理し、栄養士の指導を受けた献立に基づき月曜日から土曜日まで実施すること。なお、3歳以上児の主食及び副食は外部搬入することができる。</p> <p>③食材の安全性や調理後の温度管理、施設・設備の衛生管理など関係法令等に基づき、安全・安心な給食を提供すること。</p> <p>④アレルギーのある児童については、アレルギー除去食や代替食で適切に対応するとともに、体調等に十分配慮すること。</p> <p>⑤保育計画において食育の推進に取り組むこと。</p>
健康診断	<p>入所児童に対し、市の指示に基づき、内科検診は年2回、歯科検診は年1回実施すること。</p> <p>なお、健康診断に係る費用は市が負担する。</p>
フッ化物洗口	<p>フッ化物洗口は、4・5歳児クラスの児童のうち、希望する児童に対し実施すること。実施に伴う薬剤等は市が用意する。</p>
保育内容・行事	<p>現行の取組を継続して実施するほか、入所児童の発達に応じた保育、民間独自の特色ある保育事業等、内容の充実に取り組むこと。</p>
苦情等の対応	<p>保護者や近隣住民等からの苦情やトラブル等については、その解決に向けて誠実・迅速に対処すること。</p> <p>受託事業者での解決が困難な内容等の場合は、速やかに市に協議すること。</p>
保育士等の継続雇用及び処遇の維持・向上	<p>登別市立保育所に勤務している職員（任期付職員及び嘱託員、臨時的任用職員を含む）のうち、受託事業者の職員として勤務を希望する者については、雇用に努めるとともに、処遇の維持・向上に努めること。</p>